

資料の情報と釈文

一七・ユネスコ加盟

展示資料：国際連合教育科学文化機関加入に関する件

請求番号：類 03518100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/img/1662030>

釈文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【釈文】

外甲第二一号 起案 昭和二十五年十二月十一日 閣議決定 昭和二十五年十二月十

二日 施行昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣（花押）内閣官房長官（花押）内閣総理大臣官房総務課

長（印）内閣官房副長官（印）総理府事務官（印）

林国務大臣 黒川国務大臣（花押）田村国務大臣（花押）周東国務大

臣（花押）

大橋国務大臣（花押）広川国務大臣 保利国務大臣（花押）

池田国大臣（花押）横尾国務大臣（花押）増田国務大臣（花押）

天野国務大臣（花押）山崎国務大臣（花押）岡野国務大臣（花押）

別紙外務大臣請議

国際連合教育科学文化機関加入に関する件

右閣議に供する。

指令案

例文

条条第四二五号

昭和二十五年十二月八日

外務大臣 吉田茂（印）

内閣総理大臣 吉田茂殿

国際連合教育科学文化機関加入に関し閣議請議の件

国際連合教育科学文化機関憲章は、昭和二十年十一月十六日に
作成され、昭和二十一年十一月四日に効力を発生した。

今般連合国総司令部は、わが国がこの機関に加入することにつ

いて異議を有しない旨申し越した。よつてわが国としては、この際この機関に加入して各国間の文化の国際的協力に積極的に参加することは、はなはだ有意義であると認められるので、加入のため諸般の手續を進めることと致したく、閣議を求めぬ。

添付参考書類

- 一 ユネスコ憲章
- 二 ユネスコ機関への加入申請案

(後略)